

町会連合会長様へのお知らせ

福 政 第 1 2 9 1 号
令和 5 年 1 0 月 2 5 日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市福祉政策課
課 長 南 憲一

避難行動要支援者名簿対象者の変更等について

日頃から、本市行政に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、高齢者や障害のある方などのうち、災害時に支援が必要と思われる方（避難行動要支援者）について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供しています。この度、名簿の掲載者について個別避難計画の作成が努力義務とされたことから、高齢者（75 歳以上の方のみの世帯）について、全ての人を一律に名簿に掲載してきた取扱いを変更し、支援対象者の重点化を図るとともに、名簿の提供先を見直しました。

つきましては、別紙概要のとおり進めてまいりたいと存じますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

（本件のお問い合わせ先）

金沢市福祉政策課

担当 森田・亘

電 話：220-2288

F A X：260-7192

避難行動要支援者名簿対象者の変更等について

本市では、高齢者や障害のある方などのうち、災害時に支援が必要と思われる方（避難行動要支援者）について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供しています。

この度、名簿の掲載者について個別避難計画（※）の作成が努力義務とされたことから、高齢者（75歳以上の方のみの世帯）について、全ての人を一律に名簿に掲載してきた取扱いを変更し、支援対象者の重点化を図るとともに、名簿の提供先を見直しました。

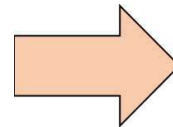
※個別避難計画…緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法等について、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した計画

1. 名簿掲載者の変更

自力避難が可能な方が多い高齢者（75歳以上の方のみの世帯）について、特に支援を要する方だけを避難行動要支援者名簿に掲載することとしました。

【変更前】

避難行動要支援者	名簿掲載
要介護認定者（要介護認定3以上）	全員掲載
障害のある方 （身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者の一部）	
高齢者（75歳以上の方のみの世帯）	
自ら避難することが困難で、特に支援を要する方	申請により掲載



【変更後】

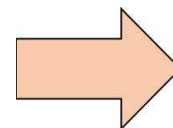
避難行動要支援者	名簿掲載
要介護認定者（要介護認定3以上）	全員掲載
障害のある方 （身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者の一部）	
自ら避難することが困難で、特に支援を要する方 <u>（75歳以上の高齢者を含める）</u>	申請により掲載

2. 名簿提供先の変更

個別避難計画の作成を見据え、名簿提供先を日頃から名簿掲載者の避難支援に直接関わる方に限定することとしました。

【変更前】

避難支援等関係者 （名簿提供先）
民生委員、 <u>地区社会福祉協議会</u> 、自主防災組織、消防分団



【変更後】

避難支援等関係者 （名簿提供先）
民生委員、自主防災組織、消防分団

避難行動要支援者名簿への掲載について

本市では、高齢者や障害のある方などのうち、災害時に支援が必要と思われる方について、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この度、国の取組指針に従い、避難能力に着目した名簿とするため、令和4年度に「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則」の改正を行い、現行の名簿に掲載されている方のうち、自力避難が可能な方が多い高齢者（75歳以上のみの世帯）について、避難行動要支援者名簿に掲載しないこととしました。

なお、災害時における避難支援が必要な方については、別紙「避難行動要支援者認定申請書」を提出することで、「避難行動要支援者名簿」に掲載することが可能です。掲載を希望する場合は、別紙「避難行動要支援者認定申請書」を記入の上、同封の返信用封筒にて 10月31日までに返信をお願いします。

避難行動要支援者名簿への掲載を希望する方へ

1. 避難行動要支援者名簿に掲載される方の目安は下記の要件全てに当てはまる方です。要件全てに当てはまるかをご確認ください。
 - ①自力で避難所まで避難することができない
 - ②避難を支援してくれる家族、同居人がいない
 - ③病院や施設に長期間入院、入所をしていない
 - ④災害の発生に備えて、個人情報避難支援等関係者へ提供されることに同意する
2. 避難行動要支援者認定申請書の記入について、
 - ・太枠内をご記入ください。
 - ・氏名（本人）の欄に必ずご署名ください。※本人が署名できない場合は、代筆・押印をお願いします。

※避難行動要支援者名簿等の詳細については、裏面をご覧ください。

（注意事項）

- ・ 避難行動要支援者名簿に掲載された場合、災害発生時などに避難支援を受けられる可能性が高まりますが、災害の状況によっては、迅速・必要な支援を受けられない場合もありますことをご了承ください。

（裏面もご覧ください）

避難行動要支援者とは

- | | |
|------------------|---|
| 要介護認定者
障害のある方 | ・ 介護保険における要介護認定3以上を受けている方
・ 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、
聴覚の障害が1・2級の方
・ 身体障害者手帳の下肢の障害が1～3級の方
・ 療育手帳Aを所持する方 |
| その他 | ・ 上記のほか、避難支援が必要な方（市へ申請が必要です） |

※「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則」に規定

避難行動要支援者名簿とは

在宅で生活している方のうち、災害時に避難支援が必要となる避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する方が、名簿に登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者へ提供することに同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てられます。

避難支援等関係者とは

民生委員、自主防災組織、消防分団をいいます。

提供される情報

- | | | | | | |
|-------|-------|-----------------|--------|--------|----------|
| ・ 氏名 | ・ 住所 | ・ 性別 | ・ 生年月日 | ・ 電話番号 | ・ FAX 番号 |
| ・ 校下名 | ・ 町会名 | ・ 避難支援等を必要とする理由 | | | |

問い合わせ先

金沢市 福祉健康局 福祉政策課
電話番号 (076) 220-2288
FAX (076) 260-7192

住 所	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
	郵便番号バーコード
氏 名	長寿 一郎 様

プレ印字

避難行動要支援者認定申請書

令和5年 月 日

(宛先) 金沢市長

避難行動要支援者として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (認定を受けたい人) ・名簿情報	フリガナ	プレ印字	性別	プレ印字
	氏 名	プレ印字		
	生年月日	プレ印字		
	住 所	プレ印字		
	居 所 (現在の お住まい)	※上記住所と異なる場合のみ記入 ☐ 施設・入院 (施設名等 :) ☐ 親族・知人宅 (住所 :)		
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
	小学校区	プレ印字		
	町会名			
	避難支援等を 必要とする理由	以下の項目全てに当てはまるかを確認後、チェック欄(□)にチェックしてください。 ☐ 自力で避難所まで避難することができない ☐ 避難を支援してくれる家族、同居人がいない ☐ 病院や施設に長期間入院、入所をしていない		

私は、本申請に基づき記載され、又は記録された上記の名簿情報が、災害の発生に備えて避難支援等関係者へ提供されることに

☐ 同意します
☐ 同意しません

令和5年 月 日

(宛先) 金沢市長

氏 名
(本人)

(署名又は記名押印)

備考

- 1 氏名は、署名又は記名押印としてください。
2 該当する□の中にレ印をつけてください。

申請書 提出者 (提出者が本人と異なる 場合のみ記入)	住 所	電話番号		
	フリガナ		本人と の続柄	
	氏 名			

町会長様へご周知ください

道 管 第 1606 号
令和 5 年 10 月 25 日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市道路管理課
課長 木 谷 哲

令和 5 年度 道路除雪計画、道路除雪計画路線図の配布について

日頃から、本市行政に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和 5 年度の道路除雪計画につきましては、道路除雪対策会議での了承を経て、決定する予定です。

つきましては、道路除雪計画の決定後、下記配布物を各校下（地区）事務局にお届けいたしますので、各町会長様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 配布物

- (1) 令和 5 年度 金沢市道路除雪計画 … 資料 1
- (2) 令和 5 年度 金沢市道路除雪計画路線図 … 資料 2

※(1)及び(2)について、各校下（地区）連合会（2 部）＋各町会長分を事務局にお届けいたします。

2. 配布手順

- (1) 金沢市より各校下（地区）町会連合会事務局へ送付
- (2) 各校下(地区)町会連合会事務局より各町会長へ配布

※配布物は、金沢市ホームページにも掲載いたします。

必要に応じて、金沢市ホームページにて閲覧、印刷いただきますようお願いいたします。

(本件のお問い合わせ先)
金沢市道路管理課 占用係
担当 紺谷、杉村
電 話：220-2319
F A X：220-2274

令和 5 年 度

金沢市道路除雪計画



金沢市

金沢市除雪作業本部からのお願い

除雪マナーを守りましょう

金沢市では、冬期間の道路交通網を確保し市民生活を守るため、除雪体制を整えています。しかし、みなさん一人一人のご協力がなければ長い冬を乗り切ることが出来ません。雪国でのマナーにご理解・ご協力をお願いします！



スムーズな除雪作業にご協力ください

町ぐるみで除雪をしましょう！

・自宅前・生活道路・歩道
・消火栓周り・横断歩道の前・バス停など



大量の雪を道路や用水に捨てないで！



除雪作業後の玄関先などに残った雪の除雪にご協力ください



路上駐車はやめましょう



大雪になったら…

不要不急の外出は控えましょう



マイカーを自粛し公共交通機関を利用しましょう



除雪用具を常備しましょう



タイヤは早めに交換しましょう



金沢市道路管理課

除雪についての情報は、金沢市ホームページにてご覧いただけます。
(https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/doro/14538.html)



金沢市公式ホームページ (いいね金沢) ホーム画面 → くらし・手続き → 道路 → 道路除雪計画



- 除雪作業本部からのお願い
除雪作業本部からのお知らせを見ることができます。
- 除雪計画路線
校下・地区別の除雪路線図を見ることができます。
- 雪に関する補助制度
除雪に関する補助制度及び地区ごとに除雪作業が可能な業者を見ることができます。
- 積雪情報
冬期間の積雪情報を見ることができます。
- 排雪場の開設状況
排雪場の場所や開設状況を見ることができます。
- 屋根雪下ろし業者
屋根雪下ろしに関する情報を見ることができます。
- 公共交通機関運行状況
バス運行等の情報を見ることができます。

町会への雪に関する補助制度



地域除排雪活動費補助 町会が事業者に機械による除排雪を委託する際の補助金

- 補助適用期間**▶ 雪害対策本部が設置されている期間 (結ネット、HP、SNSで広報)
補助対象とする道路▶ 市道及び市道以外の通学路など、市長が必要と認める道路
補助率▶ 補助率は費用の4分の3
補助限度額▶ 1町会あたり50万円/雪害対策本部設置等



除雪機械等購入費補助

除雪機械・消雪用水中ポンプ購入費に対する補助金
補助率▶ 4分の3 除雪機械 上限90万円
 水中ポンプ 上限 6万円

消雪装置設置費補助

道路上の消雪装置の設置又は改修費に対する補助金
補助率▶ 4分の3 上限2,600万円

除雪に関する問い合わせ先

市道

金沢市土木局道路管理課 TEL:076-220-2321

かなざわ積雪情報

検索



国道 (ただし、8・157・159号)

国土交通省金沢国道維持出張所 TEL:076-238-5071

みちナビ石川

検索



県道 (8・157・159号以外の国道を含む)

石川県県央土木総合事務所 TEL:076-239-3903

石川の雪みちナビ

検索



高速道路

中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全サービスセンター

TEL:076-249-8111

アイハイウェイ石川

検索



除雪等に関する補助制度について

1. 地域除排雪活動費補助

雪害対策本部が設置された期間中に、町会等が事業者機械による除排雪を委託する際に要する費用を補助します。

- (1) 限度額（1町会あたり） 50万円／雪害対策本部設置ごと
- (2) 補助率 3／4
- (3) 対象道路 市道及び市道以外の通学路等、市長が必要と認める道路

2. 除雪機械等購入費補助

町会等の除雪に使用する小型除雪機又は消雪用水中ポンプの購入に要する費用を補助します。

- (1) 補助対象及び限度額 小型除雪機・・・・・・・・・・90万円
消雪用水中ポンプ・・・・・・・・・・6万円
- (2) 補助率 3／4

※交付申請書に見積書・カタログ等を添付して申請してください。

※小型除雪機については、一度補助を受けた後は10年間補助を受けることはできません。

3. 消雪装置設置費補助

町内会、商店街、消雪組合等で消雪装置を設置又は改修する際に要する費用（100万円を超える場合に限り）を補助します。

- (1) 限度額 設置・改修とも・・・・・・・・2,600万円
- (2) 補助率 3／4
- (3) 補助の適用範囲 施工延長80m以上、かつ消雪面積が400㎡以上で河川水、温水又は電気方式で市長が適当と認める構造であること。
- (4) 設置基準 道路法上の道路、その他の一般交通の用に供する道路に設置するものであること。

4. 水道水家庭用消融雪割引制度

消融雪専用の水道メーターを取り付けて、冬期間（12月から3月）家庭用水道水を消融雪に使用した量の30％が割引になります。

詳細については、企業局料金センター（0120-328-117）にお問い合わせください。

班回覧のお願い

企 維 第 166 号
令和5年10月25日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市企業局維持管理課
課 長 沖 津 功

「水道管にも冬じたくをしましょう」の班回覧へのご協力をお願い

日頃から、本市行政に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「水道管にも冬じたくをしましょう」につきまして、令和5年1月のような寒波での水道管の凍結や破裂による市民生活への影響を最小限に抑えるために、別添回覧チラシを作成いたしました。

つきましては、回覧チラシのとおり、市民の皆様にお知らせしたいと存じますので、**各世帯への回覧**につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、回覧チラシは、令和5年11月中旬に各校下（地区）事務局にお届けしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

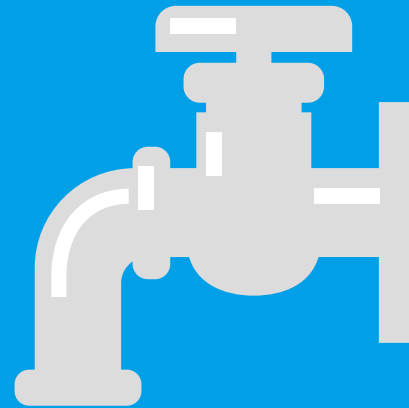
(本件のお問い合わせ先)

金沢市企業局維持管理課 担当 堂岸

電 話：220-2768

F A X：265-4065

水道管にも 冬じたくをしましょう



凍結が予想される日は、以下の凍結防止対策をとりましょう。

○ 屋外の蛇口を保温・防水しておく

屋外の蛇口や露出している管は、
保温チューブを巻くか、
タオルを巻いて、濡れないように
ビニール袋で防水しましょう。(写真1)



(写真1)

○ 極少量の水を出しておく

水が糸を引く程度に室内（風呂場等）の
蛇口を開けてください。(写真2)



(写真2)

○ ご自宅のメーター位置を確認する

○ 長期不在時はバルブを閉める

休暇や長期の不在予定がある場合は、
水道の使用を一時停止するために
**メーター横のバルブを時計回りに
閉める**か、企業局に**休止連絡**を
しましょう。(写真3・4:裏面)

使用休止の
お申込みは
こちら▶



詳しい
凍結対策は
こちら▶



 金沢市企業局

BUREAU OF
WATERWORKS
AND SEWERAGE
KANAZAWA

ミズハ イイナ
コールセンター ☎ 0120-328-117

水道管が破裂した時の対応については裏面へ



水道管が破裂したときの対応は

○ バルブを閉める

凍結により漏水した場合、**メーター横のバルブを時計回り**に閉めて漏水を止め、金沢市指定工事店に修理を依頼してください。※



※ 修理費用はお客様負担となります。

(写真3)

(写真4)



よくあるお問い合わせ

Q 水が出ない

A 自然に溶けるのを待つのが一番よい方法です。

Q 早く解消する方法はないか

A 水道管が外に露出している箇所にタオルを当て、40℃程度のぬるま湯をゆっくりかけてください。(熱湯をかけると水道管を損傷する恐れがあります。)
他にはカイロをあてる、コンセントが近くにあればドライヤーで温風をあてるという方法もあります。

Q 破裂して噴き出した分の水道料金はどうか

A 修理後、修理を行った金沢市指定工事店に水道料金等減額申請書を作成してもらい、企業局料金センターまで申請いただければ、水道料金の一部が減額出来る場合があります。申請前に一度お問い合わせください。

Q お湯が出ない

A 水しか出ない場合は、給湯器の故障が考えられます。修理を依頼してください。



金沢市指定
工事店一覧
はこちら▶



宅内水道管
が破裂した
場合は▶



金沢市企業局 凍結防止

検索



金弁発第382号

令和5年10月25日

各校下（地区）町会連合会会長 様

金沢弁護士会

会 長 織 田 明 彦（職印省略）

同業務対策委員会

委員長 森 岡 真 一（職印省略）

班回覧のお願い

拝啓

日頃から当会の活動にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、令和6年3月2日（土）に、ひまわり法律相談無料相談会を行う予定です。同相談会は、例年、大変好評を得ており、皆様に広くお知らせし、ご利用いただきたいと考えております。

つきましては、貴会において、同相談会のチラシを回覧いただくことについて、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。別紙チラシは、2022年3月5日に実施された同相談会のチラシですが、今年度も別紙チラシと概ね同様の内容のチラシになる予定ですので、別紙チラシの内容にてお諮りいただきたく、何卒宜しくお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、金沢弁護士会（076-221-0242 担当事務局小坂）までご連絡下さい。

敬具

弁護士による無料法律相談会

金沢弁護士会所属の弁護士が法律問題にお答えします

日時

2022年 3月5日(土) 午前 10:00～午後 5:30

対面相談 または Zoom相談

※必ず事前予約をお願いします

※対面相談は、電話相談へ変更となる場合があります

● 対面相談のご予約をされる方

下記の電話番号からお申し込みください

TEL 076-221-0242

(平日午前9時～午後5時、金沢弁護士会につながります。)
「3月5日の法律相談会のご予約です」とお伝え下さい。

1人30分までの相談となります。
事前に予約をいただきます。
当日のご予約はできません。

● Zoom相談のご予約をされる方

下記URLまたはQRコードからお申し込みください。

<https://forms.gle/fAXys9vNhPyFxFYKA>

(Zoom相談はZoom使用が可能の方に限らせて頂きます。)



相談の例

借金・債務、相続・遺言、離婚・養育費、交通事故、不動産、労働、刑事事件、親族の財産管理をはじめ、生活や仕事の中での問題を、上記に限らず幅広くお聞きします。また、新型コロナウイルス関連の問題にも対応します。



班回覧のお願い

令和5年10月25日

各校下(地区)町会連合会 会長 様

金沢税務署長

令和5年分確定申告関係チラシの班回覧について（お願い）

税務行政につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年2月16日（金）から、令和5年分の所得税等確定申告書の受付が始まります。当税務署では、本年もスマホやパソコンを利用した「自宅等での確定申告書の作成」を推進しており、市民の皆様にも申告書の作成方法等をチラシによりご案内したいと考えております。

そこで、下記のとおり、チラシの班回覧につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「自宅等での確定申告書の作成案内チラシ」については現在作成中であり、下記のとおり各校下（地区）事務所にお届けしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

記

自宅等での確定申告書の作成案内チラシ （作成中）

- ・回覧時期・・・・・・・・・・令和6年1月
- ・各事務所へのお届け時期・・・令和5年12月中旬
- ・問い合わせ先・・・・・・・・・・金沢税務署 個人課税第一部門

TEL (076) 261-3221（代表）